

【対象者の選択の例】 医療的ケア行為の区分

特定行為	行為の区分 (認定の区分)	対象者の例
口腔内の喀痰吸引 (咽頭の手前まで)	通常手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の口腔内吸引 ・ <u>侵襲的人工呼吸療法者</u>の通常の口腔内吸引 ・ <u>持続吸引器</u>による唾液の吸引
	人工呼吸器装着者： <u>口鼻マスクによる</u> 非侵襲的人工呼吸療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
鼻腔内の喀痰吸引 (咽頭の手前まで)	通常手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の鼻腔内吸引 ・ <u>侵襲的人工呼吸療法者</u>の鼻腔内吸引
	人工呼吸器装着者： <u>口鼻マスクまたは鼻マスク</u> による 非侵襲的人工呼吸療法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
気管カニューレ内部の 喀痰吸引	通常手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気管カニューレ内部</u>の吸引 ・ <u>気管カニューレのサイドチューブ</u>の吸引
	人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法	
胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	滴下型の液体栄養剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>クレンメ操作を必要とする</u>液体の注入
	胃ろうによる経管栄養：半固形栄養剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ パウチ型の半固形栄養剤を<u>手動</u>で注入 ・ 半固形栄養剤を<u>カテーテルチップ型シリンジ</u> (同様の注入器) で注入 ・ 半固形栄養剤を<u>加圧バック</u>で注入 ※上記いずれかの方法で、ミキサー食や、水・ジュース等を<u>半固形化して注入</u>
経鼻経管栄養	滴下型の液体栄養剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左

【特定行為に含まれないもの】

- ・ 気管カニューレの挿入されていない気管切開口からの吸引
- ・ PTEG (経皮経食道胃管) からの栄養剤の注入

※介護福祉士・第1号・第2号・第3号の認定の区分に関わらず、介護職員等は実施できません。